

# 市からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により掲載事業が中止・延期となる場合があります。中止・延期の際は、市ホームページ「いちはら市」などでお知らせいたします。

## 子育て



### 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

食費などの物価高騰に直面する低所得の子育て世帯への生活支援として給付金を支給します。

#### 【ひとり親世帯の方】

●対象者 次のいずれかに該当する方

- 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- 公的年金などの受給により、児童扶養手当の支給を受けられない方
- 食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同等の水準となった方

#### ●申請および支給日

▼申請不要の方

- ①に該当する方は5月31日に児童扶養手当口座に支給済

▼申請が必要な方

- ②および③に該当する方は申請を行った翌月25日(25日が土(土)祝の場合、前の平日)

#### 【ひとり親世帯以外の方】

●対象者

- 令和4年度に給付金(ひとり親世帯以外分)を受給した方

#### ②令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(一定の障害がある場合は20歳未満)を養育し

ており、食費などの物価高騰の影響により家計が急変し、令和5年1月以降の収入が住民税均等割非課税相当となった方

※令和5年3月1日〜令和6年2月29日に生まれる新生児も対象となります。

#### ●申請および支給日

▼申請不要の方

- ①に該当する方は5月31日に令和4年度給付金振込口座に支給済

▼申請が必要な方

- ②に該当する方は申請を行った翌月25日(25日が土(土)祝の場合、前の平日)

#### 【共通】

●支給額 児童1人当たり5万円

●申込方法 令和6年2月29日

- ①までに左記の必要書類を添えて子ども幸福課へ直接申し込み
- 本人確認書類の写し
- 受取口座を確認できる書類の写し
- 家計が急変した月の収入額がわかる書類(給与明細書や年金振込通知書など)の写し

方のみ)

※詳細は市HPをご覧ください。  
※低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給は、対象児童1人につき1回限りとなります。ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分の重複支給はできません。



問 申請子ども幸福課 本3階

0287(23)8932

### 国際医療福祉大学看護学科 ママ・パックス参加者募集

#### ●日時

▼第1部 9月16日(土)

▼第2部 10月28日(土)

各日午後1時30分〜3時30分

●場所 国際医療福祉大学大田原キャンパス

#### ●内容

- ▼第1部 お産に関すること、産後の育児についてなど
- ▼第2部 育児体験(抱っこや沐浴など)

●対象者 初妊婦とそのパートナー

#### ●定員

各6組(先着順)

#### ●費用

無料

●申込方法 8月15日(土)から各教室の1週間前までにメール

で申し込み

※第1部第2部両方の参加もどちらか一方のみの参加も受け付けます。

問 国際医療福祉大学看護学科  
0287(24)3187  
y-oiikawa@iuhw.ac.jp

## 健康・福祉

「ヘルプカード」をご存知ですか?

市では、障害のある方や支援が必要な方などが日常生活の中で困ったときや災害時に、周囲の人が障害の特性を理解し、適切に支援できるよう、ヘルプカードを作成し、配布しています。

#### 【ヘルプカードとは】

障害のある方の中には、自分から「困っています」と伝えることが苦手な方がいます。このヘルプカードは、障害のある方や支援が必要な方がいざというときに、必要な支援や配慮を周囲の人にお願しやすいするためのカードです。

#### ●対象者

身体・知的および精神に障害がある方、難病の方、病气やけがにより支援が必要な方

※手帳などの所持は問いません。

#### ●配布場所

福祉課、各支所 総合窓口課

問 福祉課 本3階

0287(23)8921

### 特別児童扶養手当制度のお知らせ

●対象者 心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者

※ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

#### ①1級に該当する障害程度

- 身体障害者手帳1級及び2・3級の一部の方(診断書による判定となる場合有り)
- 重度の知的障害のある方
- 右記と同程度の障害があると認められた方

#### ②2級に該当する障害程度

- 身体障害者手帳3・4級の一部の方(診断書による判定となる場合有り)
- 療育手帳B1の方(診断書による判定)
- 右記と同程度の障害があると認められた方

#### ●所得制限

受給対象者やその配偶者、同居の扶養義務者のうち、いずれかの方の前年所得が所得制限限度額を超え

**本** 本庁舎

**湯** 湯津上庁舎

**黒** 黒羽庁舎

**体** 県立県北体育館

る場合は、支給対象外

●**手当額(令和5年4月現在)**

- ・1級：月額5万3700円
- ・2級：月額3万5760円
- ※4・8・11月に4か月分をまとめて支給します。

問 福祉課 **本** 3階

TEL 0287(23)8921

**介護に関する入門的研修受講者募集**

介護に関心のある方や介護の仕事に興味のある方を対象に、介護の基本的な知識や技術を学べる研修を開催します。

●**日時** ▼第1回9月12日(火)▼第2回9月26日(火)▼第3回10月3日(火)▼第4回10月17日(火)(全4回、計22時間)

●**場所** 本庁舎301・302会議室

●**内容** 介護に関する基本的な知識や技術の習得(修了者は介護職員初任者研修などの科目が一部免除)

●**対象者** 市内在住・在勤・在学で全日程参加可能な18歳以上の方

●**費用** 無料

●**定員** 10名(先着順)

●**申込方法** 募集チラシまたは市HPから申込書をダウンロードし、必要事項を記入の

うえ、8月1日(火)～25日(金)に

高齢者幸福課へ直接

持参、メール、FAX、または電話で申し込み

TEL 0287(23)8865

FAX 0287(23)4521

問 申請 高齢者幸福課 **本** 3階

kaigo@city.ohkawara.tochigi.jp

**那須赤十字病院 第13回がんの市民公開講座参加者募集**

●**日時** 9月2日(土)午後2時～3時

●**場所** トコトコ大田原3階市民交流センター大会議室

●**内容** 医師による緩和ケア講話(講話後、質疑応答あり)

●**定員** 25名(先着順)

●**費用** 無料

●**申込方法** 8月31日(木)までに左記へ電話で申し込み(平日午前9時～午後4時30分)

問 申請 那須赤十字病院

TEL 0287(23)1122

**年金・国保**

交通事故などで病院にかかるときは

交通事故などで第三者(加害者)から受けた傷病の治療に国

民健康保険や後期高齢者医療の

保険証を使う場合は、必ず国保

年金課へ届出をしてください。本来、治療費は加害者が負担

するものですが、一時的に国民

健康保険や後期高齢者医療が立替払いをし、後から加害者に請求

します。

また、市へ届出をする前に加害者から治療費を受け取るなど

示談を済ませてしまうと保険証を使った治療ができなくなる場合

があります。

なお、勤務・通勤中の事故や飲酒運転などの場合は、届出を

しても保険証を使った治療ができません。

●**届出窓口** 国保年金課、黒羽支所総合窓口課、湯津上支所

総合窓口課

問 国保年金課 **本** 2階

TEL 0287(23)8857

**葬祭費の申請はお済みですか**

国民健康保険および後期高齢者医療保険の加入者が死亡したとき、その葬祭を行った方に葬祭費を支給します。

●**支給額** 5万円

●**申請に必要なもの**

- ・亡くなった方の被保険者証
- ・喪主名義の預金通帳

・会葬礼状や葬儀の領収書など

喪主名が確認できるもの

・窓口に来庁された方の本人確認ができるマイナンバー

カードや運転免許証など

※葬祭を行った日の翌日から2年が経過すると、申請ができ

なくなります。

※大田原市国民健康保険および栃木県後期高齢者医療保険

以外の方は、加入していた健康保険にご確認ください。

問 申請 国保年金課 **本** 2階

TEL 0287(23)8857

**税**



**インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内**

【インボイス制度説明会】

消費税の基本的な仕組み、インボイス制度の概要、インボイス制度に関する税制改正事項の説明を行います。

●**日時** 9月4日(月)午前10時～11時(事前予約9月1日(金)まで)

●**場所** 大田原税務署別館2階会議室

●**定員** 20名

【登録要否相談会】

登録の考え方や必要な情報などの案内を行います。

●**日時** 9月4日(月)午前11時～

正午(事前予約9月1日(金)まで)

●**場所** 大田原税務署別館2階会議室

●**相談時間** 1組60分

●**定員** 5組程度

【共通】

●**申込方法** 事前予約期限までに左記へ電話で申し込み

問 申請 大田原税務署

TEL 0287(22)3118

**検針票をインボイス対応にします**

令和5年10月分の検針票(水道料金・下水道使用料のお知らせ)からインボイス対応の様式に変更して発行します。消費税の仕入税額控除を受ける際は検針票を保存書類としてご使用ください。

従来の検針票に事業者名、登録番号、適用税率、消費税額を新たに記載します。事業者名、登録番号は媒介者特例を適用するため水道事業のみの記載となります。

なお、納入通知書(納付書)はインボイスに対応していませんのでご注意ください。

問 上下水道課 **本** 5階

TEL 0287(23)8713